

新潟市告示第 7 1 7 号

道路区域の決定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき，道路区域を次のように決定する。

なお，関係図面は告示の日から 2 週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市中央区建設課において，一般の縦覧に供する。

平成 1 9 年 1 1 月 1 日

新潟市長 篠 田 昭

| 道路の<br>種 類 | 路 線 名          | 区 間  | 敷 地 の       |       |
|------------|----------------|--|-------------|-------|
|            |                |  | 幅員（m）       | 延長（m） |
| 市道         | 南 7 - 3 6 5 号線 | 新潟市中央区俵柳字木山 429 番 1 地先から<br>新潟市中央区俵柳字木山 427 番 5 地先まで | 20.0 ~ 43.5 | 88.0  |